

予定価格及び最低制限価格の算定について

令和 8 年 4 月 1 日以降に履行開始となる業務から最低制限価格の算定基準について引上げを行いました。

予定価格及び最低制限価格の算定方法等については、以下のとおりですので入札金額の積算の際の参考としてください。

1 算定方法等

(1) 予定価格の算定方法

建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領（国土交通省）を基本とし以下のとおり算定する。

①	直接人件費	＝労務単価×労務数量（ポスト数×警備実施日×警備時間） 例 ア 警備員 C：労務単価×労務数量（ポスト数×警備実施日×警備時間） イ 警備員 C：労務単価×労務数量（ポスト数×警備実施日×警備時間） → ア＋イ ＝ 直接人件費
②	直接物品費	＝（①）×（直接物品費率）
③	業務管理費	＝（①＋②）×（業務管理費率）
④	一般管理費等	＝（①＋②＋③）×（一般管理費等率）
⑤	参考見積等	上記①～④以外のその他経費
	合計額	＝（①＋②＋③＋④＋⑤）

※各経費に乗じる率は、建築保全業務積算要領に示す算定率に基づき設定。

※上記「合計額」に消費税及び地方消費税を加算した金額が予定価格。

(2) 最低制限価格の算定方法

上記「合計額（①＋②＋③＋④＋⑤）」の金額（税抜）に 70%を下回らない率を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加算した金額。

※入札書に記載する金額は、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（＝消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載してください。

2 本業務の適用労務単価

令和 8 年度建築保全業務労務単価（国土交通省）に基づき以下の単価を適用する。

区分	労務単価
警備員 C	15,800 円

3 入札参加に際しての留意事項

- ・予定価格および最低制限価格の金額は非公表であるため、入札参加者は上記算定方法を参考に積算してください。
- ・本資料は入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約上の拘束力を生じるものではありません。
- ・今般の最低制限価格の引上げは、労務費の適切な転嫁を目的の一つとして実施するものです。当該業務に従事する労働者や技術者等に対し、適正な労務費を確実に支払う等の対応をお願いします。